

東京情報大学 知的財産ポリシー

平成30年2月2日制定

東京情報大学（以下「本学」という）は、その教育の理念である「現代実学主義」に基づき、社会貢献の一つとして産学官連携活動を推進している。本学は、この活動を推進する上で、研究活動から生み出される成果のうち、産業上の利用価値があり、かつ知的財産権として保護すべきものや国際的に評価される優れた発明・考案、さらには有用な植物品種等の権利化を行う。また、その効果的な活用を図るため、組織的かつ戦略的な知的財産マネジメントを実施し、さらにその研究成果としてのノウハウについても適正な管理を行う。

この観点から、本学における知的財産の承継・権利化とその適正な活用のための基本的な考え方について、以下の知的財産ポリシーを定める。

1 知的財産の範囲

このポリシーは、本学の職員等がその業務の一環としての研究開発の成果として創出した、産業財産権法の対象となる発明、考案、意匠、著作権法の対象となる著作物、種苗法の対象となる植物新品種、及び不正競争防止法の対象となる営業秘密等の知的財産を対象とする。

2 知的財産に係る権利の帰属

本学の職員等が本学における研究に関連して創出した知的財産に関する権利は、原則として、本学に帰属する。ただし、論文、画像、講演及びそれに類する著作物（著作権法第15条に定める職務著作物を除く）は、原則として、著作者に帰属する。

3 知的財産の管理

本学に帰属する知的財産の管理は、東京情報大学総合情報研究所が一括して実施し、各知的財産の取り扱いに関する重要事項については本学の知的財産管理委員会が審議の上、決定する。本学が権利を承継しない場合はその知的財産の創出者に返還する。

4 知的財産の活用

本学に帰属する知的財産は、現代実学主義の観点から、広く産業界で活用されることを目標にして、必要に応じて特許権等の知的財産権としての保護を図ることにより、積極的に企業等への技術移転等を行い、もって本学の社会貢献の一環とする。

5 知的財産の創作者への利益の還元

本学に帰属する知的財産の技術移転等によって利益を得たときは、学内の知的財産管理規程に従って、その利益の一部を創出者に還元する。

6 成果有体物の帰属及び取り扱い

本学における研究の成果により得られた有体物の帰属及び取り扱いは、上記の知的財産ポリシーに準拠し、かつ本学の成果有体物取扱規程に従う。

以上